

# 【地震保険】基準料率改定の届出のご案内

損害保険料率算出機構は2019年5月28日付で、金融庁長官に地震保険基準料率を変更する届出を行いました。

## 届出の概要

基本料率<sup>※1</sup>について全国平均で+5.1%の引上げを行います。

改定率は都道府県・建物の構造区分により異なり、最大引上げ率<sup>※2</sup>は+14.7%、最大引下げ率は-18.1%となります。なお、基本料率に講じている経過措置<sup>※3</sup>も見直します。

また、今回の届出では、長期係数<sup>※4</sup>の見直しも行います。

※1 割引および長期係数を適用する前の料率

※2 経過措置が適用されている契約の引上げ率は除きます。

※3 過去の改定時において、保険料が大幅に上昇することとなった契約に対し、負担軽減の観点から保険料の引上げ幅を抑制する措置

※4 2～5年の契約について、保険料を一括で支払うことによる割引のために使用する係数。2年目以降は契約手続きにかかる事務処理が発生しないことや運用の利率（予定利率）等を考慮して算出。

## <参考>

●保険料例<sup>※7</sup>（契約条件：保険金額1,000万円、割引なし、保険期間1年間）

都道府県	建物の構造 <sup>※8</sup>	現行 (円)	届出 (円)	差額 (円)	増減率 <sup>※9</sup> (%)
東京	イ構造	25,000	27,500	+2,500	+10.0(+36.1)
	ロ構造	38,900	42,200	+3,300	+8.5(+29.4)
愛知	イ構造	14,400	11,800	▲2,600	▲18.1(▲41.6)
	ロ構造	24,700	21,200	▲3,500	▲14.2(▲35.0)
大阪	イ構造	12,600	11,800	▲800	▲6.3(▲13.2)
	ロ構造	22,400	21,200	▲1,200	▲5.4(▲13.1)
福島	イ構造	8,500	9,700	+1,200	+14.1(+49.2)
	ロ構造	17,000	19,500	+2,500	+14.7(+50.0)

※7 三大都市圏（東京、愛知、大阪）、増減率最大（福島）、最小（愛知）を掲載

※8 イ構造：耐火建築物、準耐火建築物および省令準耐火建物等

ロ構造：イ構造以外の建物

※9 カッコ内は3段階通算の増減率

●長期係数（保険期間1年の保険料に乗じる係数）

保険期間	2年	3年	4年	5年
現行	1.90	2.80	3.70	4.60
改定届出	1.90	2.85	3.75	4.65
増減率	0.0%	+1.8%	+1.4%	+1.1%

## 地震保険基準料率とは

- ・当機構は、「損害保険料率算出団体に関する法律」に基づき、地震保険基準料率を算出しています。
- ・地震保険基準料率は、将来の地震の危険度に基づき算出しています。
- ・地震保険は、政府と保険会社が共同で運営する公共性の高い保険であるため、利潤を織り込んでいません。

なお、契約者が支払った地震保険料は、必要経費部分を除いた全ての額が責任準備金として積み立てられ、将来の地震災害による支払いに備えられています。

## 【主な理由・背景】

(1) 地震保険基準料率は、全国平均で大幅な引上げが必要だったことから、財務省の有識者会合<sup>※5</sup>の議論を踏まえ、3段階に分けて改定を行うこととしており、今回の届出はその3回目となります。

なお、基本料率の算出にあたっては、前回と同様、各種基礎データの更新を行っています。また、過去2回と同様、都道府県・建物の構造区別の3段階通算引上げ率は+50%を上限<sup>※6</sup>としています。

※5 「地震保険制度に関するプロジェクトチーム」フォローアップ会合

※6 この上限は経過措置の見直しにおいても適用しています。

(2) 長期係数の算出に用いる予定利率について、近年の金利状況を踏まえて見直しを行いました。

【1回目(2015年9月)の届出】  
+5.1% (+19.0%)

【2回目(2017年6月)の届出】  
+3.8% (+14.2%)

【3回目(今回)の届出】  
+5.1% (+14.7%)

カッコ内は3段階通算の引上げ率  
ただし、1回目と2回目は各届出  
時点での見込み

長期係数が保険期間により  
+1.1%~+1.8%の引上げ

損害保険料率算出機構

届出内容の詳細につきましてはニュースリリースをご覧ください。